

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける時は 中土佐町へ届出が必要です

※中土佐町の介護保険被保険者が対象です。

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。
- 介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、中土佐町が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。
- 中土佐町が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成 28 年 4 月 1 日から介護保険の第 1 号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。
- 交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、中土佐町の介護保険係へ連絡のうえ届出をお願いします。

【提出書類】

※①～④は別添様式をご使用ください。

- ①第三者行為による介護給付届
- ②事故発生状況報告書
- ③念書
- ④確約書
- ⑤交通事故証明書（※自動車安全運転センターにて有償発行）

※書類は、原本を提出してください。

※書類の提出は、第三者行為が原因で介護保険給付を受けることになった場合、すみやかにご提出をお願いします。

【提出場所】

中土佐町役場 健康福祉課 介護保険係へ提出してください。